

各粉じん作業に対

| 粉じん作業(別表第1) | 特定粉じん発生源(別表第2) |
|---|---|
| 1 鉱物等(湿潤な土石を除く。)を掘削する場合における作業。ただし、次に掲げる作業を除く。 イ 坑外の、鉱物等を湿式により試錐する場所における作業 ロ 屋外の、鉱物等を動力又は発破によらないで掘削する場合における作業 | 1 坑内の、鉱物等を動力により掘削する箇所 |
| 2 鉱物等(湿潤なものを除く。)を積載した車の荷台をくつがえし、又は傾けることにより鉱物等(湿潤なものを除く。)を積み卸す場所における作業 (次号、第9号又は第18号に掲げる作業を除く。) | |
| 3 坑内の、鉱物等を破碎し、粉碎し、ふるいわけ、積み込み、又は積み卸す場所における作業。ただし、次に掲げる作業を除く。 イ 湿潤な鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業 ロ 水の中に破碎し、粉碎し、又はふるいわける場所における作業 | 2 鉱物等を動力(手持式動力工具によるものを除く。)により破碎し、粉碎し、又はふるいわける箇所 3 鉱物等をずり積機等車両系建設機械により積み込み、又は積み卸す箇所 4 鉱物等をコンベヤー(ポータブルコンベヤーを除く。以下この号において同じ。)へ積み込み、又はコンベヤーから積み卸す箇所(前号に掲げる箇所を除く。) |
| 4 坑内において鉱物等(湿潤なものを除く。)を運搬する作業。ただし、鉱物等を積載した車を牽引する機関車を運転する作業を除く | |
| 5 坑内の、鉱物等(湿潤なものを除く。)を充てんし、又は岩粉を散布する場所における作業 | |
| 5の2 坑内であって、第1号から第3号まで又は前号に規定する場所に近接 | |

する措置の一覧表 (粉じん障害防止規則)

| 特定粉じん発生源に係る措置(第4条関係) | 呼吸用保護具を使用する作業(第27条関係) |
|---|---|
| 1 衝撃式さく岩機を用いる場合 衝撃式さく岩機を湿式型とすること。 2 衝撃式さく岩機を用いない場合 湿潤な状態に保つための設備を設置すること。 | 1 坑内において衝撃式さく岩機を用いて掘削する作業 |
| | 2 屋内又は坑内の、鉱物等を積載した車の荷台をくつがえし、又は傾けることにより鉱物等を積み卸す場所における作業 |
| (1) 密閉する設備を設置すること。 (2) 湿潤な状態に保つための設備を設置すること。 湿潤な状態に保つための設備を設置すること。 | 2 屋内又は坑内の、鉱物等を積載した車の荷台をくつがえし、又は傾けることにより鉱物等を積み卸す場所における作業 7 屋内又は坑内において、手持式動力工具を用いて、鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを破碎し、又は粉碎する作業 |
| | 3 坑内の、鉱物等を充てんし、又は岩粉を散布する場所における作業 |
| | 3の2 坑内であって、第1号から第3号まで又は前号に規定する場所に近接 |

| 粉じん作業(別表第1) | 特定粉じん発生源(別表第2) |
|---|--|
| する場合において、粉じんが付着し、又はたい積した機械設備又は電気設備を移設し、撤去し、点検し、又は補修する作業 | |
| 6 岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業(第13号に掲げる作業を除く。)。ただし、火炎を用いて裁断し、又は仕上げする場所における作業を除く。 | 5 屋内の、岩石又は鉱物を動力(手持式又は可搬式動力工具によるものを除く。)により裁断し、彫り、又は仕上げする箇所 ⑥ 屋内の、研磨材の吹き付けにより、研磨し、又は岩石若しくは鉱物を彫る箇所 |
| 7 研磨材の吹き付けにより研磨し、又は研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばかり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業(前号に掲げる作業を除く。) | ⑥ 屋内の、研磨材の吹き付けにより、研磨し、又は岩石若しくは鉱物を彫る箇所 ⑦-1 屋内の、研磨材を用いて動力(手持式又は可搬式動力工具によるものを除く。)により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばかり取りし、又は金属を裁断する箇所(研削盤、ドラムサンダー等の回転体を有する機械に係る箇所を除く。) ⑦-2 屋内の、研磨材を用いて、動力(手持式又は可搬式動力工具によるものを除く。)により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばかり取りし、又は金属を裁断する箇所(研削盤、ドラムサンダー等の回転体を有する機械に係る箇所に限る。) |
| 8 鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力により破碎し、粉碎し、又はふるいわける場所における作業(第3号、第15号又は第19号に掲げる作業を除く。)。ただし、水又は油の中で動力により破碎し、粉碎し、又はふるいわける場所における作業を除く。 | ⑧ 屋内の、鉱物等、測定原料又はアルミニウムはくを動力(手持式動力工具によるものを除く。)により破碎し、粉碎し、又はふるいわける箇所 |

| 特定粉じん発生源に係る措置(第4条関係) | 呼吸用保護具を使用する作業(第27条関係) |
|--|---|
| | する場所において、粉じんが付着し、又はたい積した機械設備又は電気設備を移設し、撤去し、点検し、又は補修する作業 |
| (1) 局所排気装置を設置すること。 (2) プッシュブル型換気装置を設置すること。 (3) 湿潤な状態に保つための設備を設置すること。 | 4 屋内又は坑内において、手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする作業 |
| (1) 密閉する設備を設置すること。 (2) 局所排気装置を設置すること。 | 5 屋外の、研磨材の吹き付けにより、研磨し、又は岩石若しくは鉱物を彫る場所における作業 |
| (1) 密閉する設備を設置すること。 (2) 局所排気装置を設置すること。 | 5 屋外の、研磨材の吹き付けにより、研磨し、又は岩石若しくは鉱物を彫る場所における作業 |
| (1) 局所排気装置を設置すること。 (2) プッシュブル型換気装置を設置すること。 (3) 湿潤な状態に保つための設備を設置すること。 | 6 屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、手持式又は可搬式動力工具(研磨材を用いたものに限る。)を用いて、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばかり取りし、又は金属を裁断する作業 |
| (1) 局所排気装置を設置すること。 (2) 湿潤な状態に保つための設備を設置すること。 | |
| (1) 密閉する設備を設置すること。 (2) 局所排気装置を設置すること。 (3) 湿潤な状態に保つための設備を設置すること。 | 7 屋内又は坑内において、手持式動力工具を用いて、鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを破碎し、又は粉碎する作業 |

| 粉じん作業(別表第1) | 特定粉じん発生源(別表第2) |
|--|---|
| 9 セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を乾燥し、袋詰めし、積み込み、又は積み卸す場所における作業(第3号、第16号又は第18号に掲げる作業を除く。) | ⑨ 屋内の、セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料、炭素製品、アルミニウム若しくは酸化チタンを袋詰めする箇所 |
| 10 粉状のアルミニウム又は酸化チタンを袋詰めする場所における作業 | ⑨ 屋内の、セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料、炭素製品、アルミニウム若しくは酸化チタンを袋詰めする箇所 |
| 11 粉状の鉱石又は炭素原料を原料又は材料として使用する物を製造し、又は加工する工程において、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する場所における作業(次号から第14号までに掲げる作業を除く。) | 10 屋内の、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する箇所 |
| 12 ガラス又はほうろうを製造する工程において、原料を混合する場所における作業又は原料若しくは調合物を溶解炉に投げ入れる作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。 | 11 屋内の、原料を混合する箇所 |
| 13 陶磁器、耐火物、けいそう土製品又は研材を製造する工程において、原料を混合し、若しくは成形し、原料若しくは半製品を乾燥し、半製品を台車に積み込み、若しくは半製品若しくは製品を台車から積み卸し、仕上げし、若しくは荷造りする場所における作業又はかまの内部に立ち入る作業。ただし、次に掲げる作業を除く。 | 11 屋内の、原料を混合する箇所 |
| イ 陶磁器を製造する工程において、原料を流し込み成形し、半製品を生仕上げし、又は製品を荷造りする場所における作業 | 12 耐火レンガ又はタイルを製造する工程において、屋内の、原料(湿潤なもの)を除く。)を動力により成形する箇所 |
| ロ 水の中で原料を混合する場所における作業 | 13 屋内の、半製品又は製品を動力(手持式動力工具によるものを除く。)により仕上げする箇所 |

| 特定粉じん発生源に係る措置(第4条関係) | 呼吸用保護具を使用する作業(第27条関係) |
|--|---|
| (1) 局所排気装置を設置すること。 (2) プッシュプル型換気装置を設置すること。 | 8 セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を乾燥するため乾燥設備の内部に立ち入る作業又は屋内において、これらの物を積み込み、若しくは積み卸す作業 |
| (1) 局所排気装置を設置すること。 (2) プッシュプル型換気装置を設置すること。 | |
| (1) 密閉する設備を設置すること。 (2) 局所排気装置を設置すること。 (3) プッシュプル型換気装置を設置すること。 (4) 湿潤な状態に保つための設備を設置すること。 | |
| (1) 密閉する設備を設置すること。 (2) 局所排気装置を設置すること。 (3) プッシュプル型換気装置を設置すること。 (4) 湿潤な状態に保つための設備を設置すること。 | |
| (1) 密閉する設備を設置すること。 (2) 局所排気装置を設置すること。 (3) プッシュプル型換気装置を設置すること。 (4) 湿潤な状態に保つための設備を設置すること。 | 9 原料若しくは半製品を乾燥するため、乾燥設備の内部に立ち入る作業又はかまの内部に立ち入る作業 |
| (1) 局所排気装置を設置すること。 (2) プッシュプル型換気装置を設置すること。 | |
| (1) 局所排気装置を設置すること。 (2) プッシュプル型換気装置を設置すること。 (3) 湿潤な状態に保つための設備を設置すること。 | |

| 粉じん作業(別表第1) | 特定粉じん発生源(別表第2) |
|---|---|
| 14 炭素製品を製造する工程において、炭素原料を混合し、若しくは成形し、半製品を炉詰めし、又は半製品若しくは製品を炉出しし、若しくは仕上げする場所における作業、ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。 | 11 屋内の、原料を混合する箇所 13 屋内の、半製品又は製品を動力(手持式動力工具によるものを除く。)により仕上げする箇所 |
| 15 砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂型をこわし、砂落としし、砂を再生し、砂を混練し、又は鋸ぱり等を削り取る場所における作業(第7号に掲げる作業を除く。)。ただし、水の中で砂を再生する場所における作業を除く。 | ⑯-1 屋内の、型ばらし装置を用いて砂型をこわし、若しくは砂落としし、又は動力(手持式動力工具によるものを除く。)により砂を混練し、若しくは鋸ぱり等を削り取る箇所 ⑯-2 屋内の、型ばらし装置を用いて砂型をこわし、若しくは砂落としし、又は動力(手持式動力工具によるものを除く。)により砂を再生する箇所 |
| 16 鉱物等(湿潤なものを除く。)を運搬する船舶の船倉内で鉱物等(湿潤なものを除く。)をかき落し、又はかき集める作業 | |
| 17 金属その他無機物を製鍊し、又は溶融する工程において、土石又は鉱物を開放炉に投げ入れ、焼結し、湯出しし、又は鋸込みする場所における作業。ただし、転炉から湯出しし、又は金型に鋸込みする場所における作業を除く。 | |
| 18 粉状の鉱物を燃焼する工程又は金属その他無機物を製鍊し、若しくは溶融する工程において、炉、煙道、煙突等に付着し、若しくはたい積した鉱さい又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、又は容器に入れる作業 | |

| 特定粉じん発生源に係る措置(第4条関係) | 呼吸用保護具を使用する作業(第27条関係) |
|--|---|
| (1) 密閉する設備を設置すること。 (2) 局所排気装置を設置すること。 (3) ブッシュブル型換気装置を設置すること。 (4) 湿潤な状態に保つための設備を設置すること。 | 10 半製品を炉詰めし、又は半製品若しくは製品を炉出しするため、炉の内部に立ち入る作業 |
| (1) 局所排気装置を設置すること。 (2) ブッシュブル型換気装置を設置すること。 (3) 湿潤な状態に保つための設備を設置すること。 | |
| (1) 密閉する設備を設置すること。 (2) 局所排気装置を設置すること。 (3) ブッシュブル型換気装置を設置すること。 | 11 型ばらし装置を用いないで、砂型をこわし、若しくは砂落としし、動力によらないで砂を再生し、又は手持式動力工具を用いて鋸ぱり等を削り取る作業 |
| (1) 密閉する設備を設置すること。 (2) 局所排気装置を設置すること。 | |
| | 12 鉱物等(湿潤なものを除く。)を運搬する船舶の船倉内で鉱物等(湿潤なものを除く。)をかき落し、又はかき集める作業 |
| | |
| | 13 炉、煙道、煙突等に付着し、若しくはたい積した鉱さい又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、又は容器に入れる作業 |

| 粉じん作業(別表第1) | 特定粉じん発生源(別表第2) |
|--|-----------------------------|
| 込み、積み卸し、又は容器に入れる場所における作業 | |
| 19 耐火物を用いてかま、炉等を築造し、若しくは修理し、又は耐火物を用いたかま、炉等を解体し、若しくは破碎する作業 | |
| 20 屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、アーク溶接し、又はアークを用いてガウジングする作業。ただし、屋内において、自動溶断し、又は自動溶接する作業を除く。 | |
| 21 金属を溶射する場所における作業 | ⑯ 屋内の、手持式溶射機を用いないで金属を溶射する箇所 |
| 22 染土の付着した蘭草を庫入れし、庫出しし、選別調整し、又は製織する場所における作業 | |
| 23 長大ずい道の内部の、ホッパー車からバラストを取り卸し、又はマルチプルタイタンバーにより道床をつき固める場所における作業 | |

注1) 特定粉じん発生源のうち番号を○で囲んだものについては、局所排気装置又はブッシュブル型換気装置に限りません。

注2) 特定粉じん発生源のうち、アンダーラインを引いた発生源を有する機械や設備は届出をしなければなりません。

| 特定粉じん発生源に係る措置(第4条関係) | 呼吸用保護具を使用する作業(第27条関係) |
|---|---|
| | |
| | 14 耐火物を用いてかま、炉等を築造し、若しくは修理し、又は耐火物を用いたかま、炉等を解体し、若しくは破碎する作業 |
| | 14 屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において金属を溶断し、アーク溶接し、又はアークを用いてガウジングする作業。ただし、屋内において、自動溶断し、又は自動溶接する作業を除く。 |
| (1) 密閉する設備を設置すること。 (2) 局所排気装置を設置すること。 (3) ブッシュブル型換気装置を設置すること。 | 15 手持式溶射機を用いて金属を溶射する作業 |
| | 16 染土の付着した蘭草を庫入れし、又は庫出しする作業 |
| | 17 長大ずい道の内部の、ホッパー車からバラストを取り卸し、又はマルチプルタイタンバーにより道床をつき固める作業 |

ル型換気装置に除じん装置を設置しなければなりません。ただし、⑦については、10箇所以上の特定です。

なければなりません。また、局所排気装置又はブッシュブル型換気装置を設置した場合は届出をしな